

審議会等の会議結果報告

1 会議名	津市総合計画審議会第9回会議
2 開催日時	平成25年1月21日(月) 午後2時30分から午後4時5分まで
3 開催場所	津市津図書館2階 視聴覚室
4 出席した者の氏名	<p>(津市総合計画審議会委員) 武田保雄、須山美智子、石見隆浩、井上勝司、今井直毅、大幡貞夫、海住佳子、片岡正春、川北輝、川見拓也、北村早都子、小泉忠子、篠木幸一、中川幹夫、西口正國、長谷川之快、服部勝、服部基恒、濱野章、林茂昭、原田浩伸、南野利久、吉岡泰三、吉田壽</p> <p>(事務局) 副市長 葛西 豊一 副市長 青木 泰 政策財務部長 盆野 明弘 政策財務部次長 松本 尚士 地域政策担当参事 南浦 康人 地域政策課長 北川 良治 政策課長 山下 佳寿 政策課調整・政策担当主幹 濱田 耕二 政策課政策担当副主幹 梅本 和嗣 政策課主査 海住 愛 政策課主査 深堀 巧 政策課主査 高岡 一聖 政策課主事 山本 昌孝</p>
5 内容	1 後期基本計画(修正案)に係る当審議会からの意見の反映について 2 津市総合計画後期基本計画に係る答申について 3 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	なし
8 担当	政策財務部政策課政策担当 電話番号 059-229-3101 E-mail 229-3101@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

政策課長

皆様、大変おまたせいたしました。定刻を少し過ぎましたが、ただ今より第9回の総合計画審議会の方をお願いしたいと思います。
それでは、開会に先立ちまして、副市長葛西より一言、ごあいさつを申し上げます。

葛西副市長

皆さん、こんにちは。副市長の葛西でございます。いよいよ第9回目の総合計画審議会ということにあいなりまして、新年でご多忙中のところ、ありがとうございます。

9回目ということで大詰めになってまいりまして、振り返りますと、昨年5月15日の第1回の市長からの諮問、答申第1回会議を皮切りに、今日まで、9回ということになったわけですが。途中、10月16日にオープンディスカッションを委員の皆様で開催していただきまして意見集約をしていただき、それも含めますと10回ということで、本当に、皆さん方の総計審のご意見はさることながら地域審のご意見、それから、議会でのご意見、パブリックコメントと、長い道のりの中でさまざまな意見をいただきまして、政策課、市当局の原案に対しまして、都合163の意見を反映させていただいてまいりまして、修正箇所としましては157箇所、項目。157項目にわたって、今日、お示しの修正案となっております。何卒、本日修正案を仕上げさせていただくという意味で再確認していただきまして、来たる1月28日予定でございますが、答申へとお願いいたしまして、私のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

政策課長

それでは、審議会を進めさせていただきたいと思っております。

なお、委員の方々のうち、本日、浅田委員様、井坂委員様、木下委員様、田部委員様、村田委員様が所要のため、やむを得ずご欠席とのご報告をいただいております。

あと2名ほど川北様と稲垣様は遅れて来られるというご報告を受けておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会長に会議の進行をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

武田会長

それでは、開催をさせていただきたいと思っております。まず、委員30名のうち、今、ご報告がありましたけれども出席の方が23名で、後から2名の方が遅れてみえます。それから、5名の方が欠席ということですので、津市総合計画審議会条例の第6条第2項の規定によりまして、会議の開催要件、過半数の出席ということを満たしておりますので、ただ今から第9回の津市総合計画審議会を開催させていただきます。

まず、事項に基づく審議に移る前に、会議録への署名委員を指名させていただきます。本日の会議に関する署名につきましては、名簿の順に中川委員、西口委員をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議を始めてまいりたいと思っております。津市総合計画審議会につきましては、ただいま、副市長からもお話がありましたように、昨年5月15日に津市長から委嘱を受けまして、これまで8回の会議を開催しております。

これから、津市総合計画後期基本計画の策定に係る審議を進めてきたところです。会議につきましては、次回の答申式を除きまして、今回の第9回が最終になります。本日は、事務局から計画案の修正にかかる説明を受けるとともに、審議会として市長に行う答申について、この審議を進めてまいりたいと思っております。

それでは、事項に沿って進めたいと思っております。まず、事項1の「後期基本計画（修正案）に係る当審議会からの意見の反映について」について、議題としたいと思います。

津市の総合計画後期基本計画につきましては、昨年の10月25日に市から計画案ですけれども、提示をいただいて以降、前回の8回まで、当審議会の会議において、さまざまな立場の委員の皆様の見識によりまして、幅広くご意見をいただき、審議を進めてきたところです。

計画案につきましては、当審議会からの意見はもちろんのことですけれども市議会の議論、あるいはパブリックコメントを通してですけれども、

多くの意見が出されております。これら計画案に対する多くの意見を踏まえ、市においてを修正案がまとめられたところであります。

今回は、事務局からこの修正案について、また当審議会の意見を踏まえた修正内容について説明をいただくことにいたします。委員の皆様には、当審議会において熱心にご議論いただいたところですが、当審議会から出された、津市のまちづくりに関する意見について、計画にさまざまな形で反映されていると思いますので、どうかご確認をいただきたいと思っております。

前回までの審議の中で、当審議会としては計画案に対する意見が出尽くしておるように思っておりますので、今回については、当審議会の意見を踏まえた計画案の修正について、それらの修正箇所に関しましてご確認をいただいて、ご意見をお願いしたいと思っております。

それでは、事務局の方から、説明をよろしく申し上げます。

それでは、津市総合計画後期基本計画に係ります修正案について、ご説明をさせていただきたいと思っております。座って失礼させていただきます。このたびの修正案につきましては、昨年の10月25日にご提出させていただきました、「津市総合計画後期基本計画(案)」につきまして、先ほど来、いろいろ皆様からおっしゃっていただいておりますように、当総合計画審議会をはじめ各地域審議会、それから津市議会、またパブリックコメントなどを通して、いただきましたご意見・ご提言を踏まえまして、修正の方をさせていただき、今回、ご提出をさせていただくものでございます。いただきました、ご意見・ご提言につきましては真摯に受け止めさせていただき、「修正する」ということを基本に整理の方をいたしてございます。本当に多くのご提言をいただきまして、ありがとうございました。

お手元に、本日事前にぎりぎりになって遅れての資料送付は、申し訳ありませんでしたが、さらに追加資料として資料4を配布させていただいております。A4横板のものでございます。こちらにつきましては、全体を通して修正をした、157箇所の修正箇所一覧となっております。本当に時間がかかって、資料の送付が遅くなりまして、本当にお詫び申し上げます。

それでは、説明につきましては、今回、修正を行いました項目のうち、当審議会からいただきました、ご意見をもとに、説明をさせていただきたいと存じます。

説明につきましては、お手元の資料のうちA3版の資料2でございしますが、A3の横表になってございます。こちらに基づきまして、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、この資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。まず、順でございしますが、資料左の方に番号ナンバーということで、1・2・3・4と振ってございしますので、この順番にご説明をさせていただきたいと思っております。

そして、その番号の右側の欄、これがいただきましたご意見を概要という形でこちらの方でいただいた、ご主旨を踏まえて、まとめさせていただいております。

そして、「まちづくりの目標」「施策体系」「施策内容」という形で、この計画のどの位置という部分をこちらの方で施策に沿って表してございます。

それから、ページ真ん中でございますけれども、このページ欄は、前回10月25日にご提出をさせていただいた、前回の修正案のどのページかということで、その右側が前回の計画部分。そして、その右に、「修正案本冊ページ」とございます。これが今回、お手元に資料1としてご送付させ

ていただきましたもので、少しページが前回と変わりましたので、そちらのページと修正案の文案が、その右に掲げておるとい、そういう形になってございますので、基本的に、この資料に基づきまして、前文・後文、両方出ておりますので、こちらの方で、ご説明をさせていただきます。

まず1番でございます。こちらにつきましては目標別計画のうち、「美しい環境と共生するまちづくり」に掲げる項目についてのものでございます。循環型社会の形成のうち、環境負荷の少ないエネルギー施策の推進のため、①再生可能エネルギーの創出推進に係る施策内容のうち、バイオマス発電などの再生エネルギーの創出支援にかかる記述につきまして、「汚泥はバイオマスの発電の一つであるが、再生可能エネルギーとはちょっと違うのではないか。また、森林資源などを活用したバイオマス発電との記述が望ましい」とのご主旨のご意見をいただいたところでございます。ご意見を踏まえまして、バイオマス発電につきましては森林資源を含め、再生可能エネルギーの導入に向けては幅広く捉えることが必要となりますことから、修正前の「汚泥」という特定した記述を削除させていただいております。また、同じ部分に「小水力発電の推進」との記述も別途、いただいておりますので、併せて小水力発電の部分も記述をさせていただいたところでございます。

次に2番でございます。新たに整備を行う環境学習、環境教育の推進のための②環境学習施設の整備推進に係る記述に付きまして、中身について「行政だけで考えるのではなく、市民がどのような施設を求めているのかを反映されるように」という、ご主旨のご意見をいただきました。実際に、ご利用いただく市民の皆様のご意見を踏まえていくことが大切でございます。「市民の意見を反映した学習内容を実施する」との追記をさせていただいたところでございます。

続きまして、3番でございます。「快適な生活空間の形成」の1定住の促進のための①定住の促進への取り組みについての記述につきまして、「住みやすさは人によって全く違うのではないか。売りとなるポイントを効果的にPRしては」。また、「学生など、一時的に滞在している人にも、津市の住みやすさを実感できるような住み方のコツなどをPRすれば、市外から若者がとても興味がある」との具体的な施策推進に係るご意見をいただきました。いただきましたご意見を踏まえ、情報発信を行いますとともに、住みやすさを活かした定住促進を進めていくためには、働く場があることも大切でございます。このことから「就業支援、起業支援、また企業誘致など、働く場所の創出を図りながら、本市の『住みやすさ』を活かした定住促進に取り組むこと」と追記をさせていただいております。

次に4番でございます。ここからは、目標別計画の「1安全で安心して暮らせるまちづくり」についてでございます。この中で、「2-1安全なまちづくりの推進」のうち、治水対策の推進のための③主要河川の整備及び維持管理の推進にかかる記述につきまして、「津波については河川を遡上（そじょう）することから、海岸整備に合わせた高さの海岸堤防を整備する必要がある」とのご意見をいただいております。現状におきまして、ご指摘のとおり、河川堤防を高くすることが必要となっております。海岸に通ずる主要河川の堤防整備につきましては、国または県において行われておりますが、津波被害が想定される区域内の河川堤防について、海岸整備事業と併せた一体的な整備の早期事業化を促進するものの追記をさせていただきました。このことにつきましては、例年、三重県政の要望というのを市の方から行なっておりますが、そちらの部分でも、現在も取り組んでございます。

次ページをお願い申し上げます。5番でございます。4番の修正箇所と同じく、治水対策の推進のための③主要河川の整備及び維持管理の推進に

係る記述のうち、県が管理を行なっている河川の整備及び適切な維持管理に係る河川の記述がございますが、先の17号台風での被害を受け、安濃川水系にかかる記述箇所にて穴倉川を追記するようにとのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、こちらの記述に穴倉川を追記いたしますとともに、芸濃地域審議会からも中ノ川水系などの追記も行うようにとのご意見もいただきましたので、併せて追記をさせていただいております。

次に6番でございます。「2-2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実」のうち、日常的な医療環境の充実のための②在宅医療体制の充実にかかる記述に係りまして、「現在、病院等の施設で亡くられる方が約80%であるが、今後の人口動態、また現在の人口構造を踏まえて、自然増減の中で空きベッド数が少ない中、在宅医療の重要性と終末期の患者を自宅で看取る体制づくりも必要ではないか」という、ご意見をいただきました。

いただいたご意見をきちっと課題として認識していくことが大切でありますので、地域医療体制の充実に係ります現状と課題の記載箇所に、ご意見を踏まえまして、丸を一つ加えまして「死亡者数は年々増加し、平成42年の予測死亡者数は現在の1.4倍程度になると見込まれ、高齢者が終末期を病院で過ごすことは困難な場合が予期されることから、在宅医療体制づくりが課題となっている」という形で追記をさせていただいております。

続きまして、7番でございます。地域医療体制の充実のうち、救急医療体制の整備を図るための①総合的な救急医療体制の構築に係る記述につきまして、成人等を対象とした、休日夜間応急診療所についての記述につきまして、『機能充実』との修正前の案は表現をしておりましたが、ソフト整備に限定されるように読めてしまうということで、前期基本計画において記述を行なっておりました、『施設整備』というハード整備を行うことが分かるように記述をしては」とのご主旨のご意見を頂戴いたしました。

ご意見を踏まえまして、「成人等を対象とした休日・夜間応急診療所の機能を充実したうえで、恒久施設として整備するなど、初期・救急医療体制の整備を進めます」と、記述をあらためさせていただきました。

次に8番でございます。地域福祉の充実にかかる現状と課題の記述におきまして、「地域福祉の充実を図るためには、地域特性に応じた福祉活動が住民の手によって自主的に行なえるよう、情報の共有や活動団体への支援、支えあいの体制づくりの構築など、地域における福祉活動の基盤づくりを推進していく必要がございます」との記述がありますが、こちらの記述につきまして、「支援を行おうとする活動団体がどのような団体というのが分かりにくい」というご主旨のご意見をいただきまして、ご意見を踏まえまして「活動団体」の記述を「地域福祉活動団体」という形で記述の方をあらためさせていただきました。

そして、当該箇所では「地域活動団体との情報共有や支援を通じ」という形になってございます。

次に9番でございます。「2-3 地域福祉社会の形成」のうち、地域における福祉活動の基盤づくりのための②地域福祉活動団体への支援に係る記述につきまして、修正前の記述におきましては、「地域福祉活動を行う団体に対し、支援を行うことだけについて記述されているが、『連携』ということが必要不可欠である」とご主旨のご意見をいただきました。地域福祉活動団体の皆さんとの連携は、ご意見のとおり、なくてはならないこととございますから、ご意見を踏まえまして、連携を図ることについて追記の方をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。10番でございます。「2-3 地域福祉社会の形成」中、高齢者福祉の充実のための(3)高齢者の生きがいがいづ

くり、生活支援の充実の記述に係りまして、「65歳以上の高齢者が増加するなか、高齢者の生きがいづくり、また健康づくりをはじめ、さまざまな点から高齢者が社会の担い手として、その力を発揮していただくことが必要であり、その仕組みの一つとしてシルバー人材センターの活用と支援をより一層図るべき」とのご主旨のご意見をいただきました。ご意見のとおり、高齢者がさらに社会で活躍していただくということは本当に大切でございます。新たに「高齢者の豊かな経験や技能を活用し、就業機会や受注業務の拡大を図り、働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献できるよう、シルバー人材センターの機能充実に向け、支援を行います」と記述を追記させていただきました。

次に11番でございます。10番と同じく高齢者福祉の充実のための(4)地域包括ケアの推進の記述に係りまして、「認知症患者については、特に地域社会で支える組織づくりが必要であることから、認知症患者についての現状、その対策と必要について記述してはどうか」とのご意見をいただきました。ご意見につきまして、高齢者福祉の充実につきましても現状と課題を整理しています箇所に「高齢者人口の増加とともに、認知症高齢者が増加することが予想されています。認知症の対策については、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、認知症高齢者が家族への支援などを通じて、医療と介護の連携をはじめ、地域や職域等さまざまな関係機関と連携・協力による、総合的かつ継続的な支援体制の整備に取り組んでいく必要があります」との記述を追記させていただきました。

次に12番でございます。11番と同じく、高齢者福祉の充実に係って、(5)介護保険サービス等の充実のための②介護保険制度の適正運用につきまして、「認定調査を社会福祉協議会に委託していること。そして、さらなる認定調査の公平性、公正性を図るため、認定調査員に対して定期的な情報共有を行う旨の記述を加えては」とのご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、「認定調査を委託している津市社会福祉協議会との情報共有の強化及び認定調査員に対する研修の充実による資質の向上に努める」との記述を加えさせていただきました。

次に13番でございます。ここからは「豊かな文化と心を育むまちづくり」についてのものでございます。「3-1 生きる力を育む教育の推進」のうち、幼児教育における(2)教育環境の整備について、「津市独自の子ども園をどのぐらいの教室を設置して、職員をどのように配置するかなど、その内容やスケジュールを今後、明確に発信するように」とのご意見をいただきました。また、こちらのこども園については、「具体的に何が独自ののか。そして、保護者のニーズを踏まえたものをすべき」とのご意見も、別途いただいております。こうしたご意見を踏まえまして、津市独自のこども園の記述につきましても、「小学校教育と連動した質の高い就学前教育と保育時間の選択など、保護者のニーズに応えられる保育の総合的な提供を目指して」という形を加えさせていただきました。

今後、保護者のニーズを踏まえまして、具体の方向性や整備の内容が決まりましたら、ご意見いただきましたとおり、積極的な情報発信をしていくこととしてございます。恐れいたします。次ページをお願いいたします。

14番でございます。「3-1 生きる力を育む教育の推進」のうち、学校教育について(1)信頼される学校づくりの推進を図るための②保護者や地域住民の声を学校運営に活かす取り組みの推進に係る記述について、「学校教育の現状や運営にかかわってのさまざまな現状や課題について、保護者や地域に対して情報化の推進を図るように」という主旨のご意見をいただきました。「保護者や地域の方々が、学校運営に関わっていただく取り組みを促進する」というふうな記述になってございましたが、ご意見のとおり

り、そのためには情報の発信を行なっていくことが大切でございますから、ご意見を踏まえまして、新たに「保護者や地域住民が学校の取り組みや子ども様子の様子を知ることができるよう、学校のホームページや学校だよりなどを通じた情報発信を推進します」との記述を追記させていただきました。

次に15番でございます。学校教育のうち、教育内容の充実を図るための①確かな学力向上を目指す教育の推進にかかわっての記述につきまして。課題として、中学校のキャリア教育は市町村が、そして高校からのキャリア教育は三重県がというように、管理、学校運営の管理主体が市と県で異なるということで、「キャリア教育の一貫性が確保できない。一貫性の部分について、関係機関がうまく連携していくことが大切、必要」とのご意見をいただきました。こちらを踏まえまして、小中学校の一貫教育とともに、その先の高校や大学との連携というのは、ご意見のとおり大切でございます。現在も取り組みの方、始めてございますが、ご意見を踏まえまして、「高等学校・大学等と連携し、外部講師による出前授業や学生の支援により、幅の広い教育活動を図るとともに、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な能力や職業観を形成できる教育活動を展開する」との記述を、より具体化させていただきました。

次に、16番でございます。学校教育のうち、教育内容の充実を図るための②豊かな心、健やかな体を育む教育の充実に係る記述につきまして、「いじめや不登校については、きめ細かい対応ができるよう、必要なスタッフを配置する」という記述がございますが、こちらにつきまして、現状として対応が不足となる児童生徒が多いので、「より重点的に取り組むべく、結びの言葉を『効果的に取り組みます』などの積極的な言葉で記述しては」とのご意見をいただきました。いじめや不登校についての対応は、全国的にも大きな問題となっております。ご意見を踏まえまして、「スクールカウンセラー及びスマイルハートサポーター（相談員）の配置に加え、青少年センターの相談員の派遣を増員するなど、いじめや不登校をはじめとした、悩みを持つ児童生徒への相談体制を充実するとともに、学校全体で問題行動等の早期発見、早期対応を図ります」と、重点的に取り組む具体的な内容も踏まえて、少し詳しい記述にさせていただきました。

次に17番でございます。「3-3 生涯学習スポーツ社会の実現」のうち、スポーツの振興を図るための（4）スポーツ、レクリエーション活動機会の充実に係る記述につきまして、「津シティマラソン大会は、開催を支援する」という記述になってございますが、参加者の増によりまして、「地域振興や交流促進のためにも市内の各地域をめぐるようなハーフマラソン大会やフルマラソン大会などの実施を検討されたい」とのご主旨のご意見をいただきました。マラソンを活かして地域振興や交流促進は、本当に大切な視点でございますことから、ご意見を踏まえまして、「津シティマラソン大会について新たなコース設定など、より多くの人に参加できる手法や仕組みづくりを進めます」との記述に、新たに追記をさせていただきました。

恐れ入ります。次ページをお願いいたします。18番でございます。ここからは、目標別計画の「活力のあるまちづくり」についてのご意見でございます。4-1 自立的な地域経済の振興のうち、林業の振興におきます、現状と課題に係る記述につきまして、「林業に係る現状は海外から低価格の建築資材が輸入され、厳しい競争が強いられる一方、国産材の生産コストが過大で採算性の悪化が続いています。このため、森林の荒廃が進み、多面的な公益的機能も低下しています」と現在、記述しておったわけですが。その分析におきまして、「林産品貿易については、国策として自由化のいわゆる関税ゼロをされており、厳しい国際的な価格競争に置かれている中、生産コストについては林業関係者、賃金も他の産業に比べて、業務の危険度から見て決して高いものではないというような、勤労者を確保できる最

低のところにある。また、森林組合では、作業の効率等についても、国・県・市の支援を受け、高性能林業機械を導入するなどに取り組んでいる」というのが、現状の実態であるということで、修正案をいただきました。

「林業の現状は貿易自由化による厳しい木材価格の競争の中に置かれているとともに、国産材の生産性の改善が進まず、採算性の悪化が続いています。このため、林業への取り組み意欲は減退し、森林管理が行われず荒廃が進み、森林の多面的な公益的機能が低下しています」と修正案をご提案いただきまして、まさしく前段ご説明した内容も含めまして、そのことだと思しますので、いただきました修正案、そのまま記述の方を変えさせていただきます。

次に19番でございます。4-3観光振興のうち、来て楽しめる仕組みづくりへの取り組みのための①見どころをめぐって楽しめる仕組みづくりの記述につきまして、「徒歩により周遊できる仕組みづくりを推進する」という記述内容になっておりますが、「徒歩だけでなく、自転車を活用すれば、さらに観光の幅が広がり、環境にもやさしい」ということから、「自転車でめぐる観光の視点を加えては」とのご主旨のご意見をいただきました。ご意見のとおり、自転車でめぐる観光への取り組みは有効な取り組みの一つでございます。「自転車の利用により周遊できる仕組みづくりを進める」との記述を、新たに追記させていただきます。

次に20番でございます。ここからは、目標別計画のうち、5番目の「参加と協働のまちづくり」についてでございます。5-1 市民活動の促進のうち、ユニバーサル・デザインのまちづくりの推進につきまして、誰もが暮らしやすく社会に参加しやすい環境の整備を図るための③参加しやすい環境の推進についての記述につきまして、「イベントの開催において、ユニバーサル・デザインの視点に立った」というふうな記述はありますが、まちづくりを行うためにはユニバーサル・デザインの視点から、計画づくりなども含めて、外国の方も含めて、さまざまな方が参加できる機会を創出するという、そういう記述が必要ですよというご意見を頂戴しました。

ご意見を踏まえまして、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるための大人や子ども、体の不自由な人、お年寄り、外国人、外国の人なども、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを推進するための記述を追記させていただきます。

次ページをお願いいたします。21番についてでございます。5-2 市民との協働の推進のうち、第2項 総合支所と地域住民との協働における(2)地域づくりの推進体制の強化についての記述に係りまして、「地域のイベントや事業を行うにあたり、『支援』という記述はあるが、事務局を総合支所で持っていただきたい」というご主旨のご意見を頂戴いたしました。前回このご意見をいただきまして、協働で地域活性化を行うに当たり、総合支所の役割として何をさせていただくのがよいのか、同じような取り組みにおいても、それぞれの地域、また現状によって異なっております。地域の皆様のご意見を伺いながら、どういうふうなことをさせていただくのが良いのかということ、その場、その地域でいろいろ協議を含めて考えていく形になりますというふうなご主旨をご説明させていただきました。地域の活性化や地域振興、また課題解決にあたっては総合支所が皆様に寄り添って、一緒に取り組んでいくということが、ご説明のことを進めていくには必要でございますことから、ご意見を踏まえ、その視点につきまして「地域住民との協働体制を強化します」という、記述を追記させていただきます。

ここからは、重点プログラムについてでございます。次、22番でございますが。

まちづくり戦略プログラムのうちの「自然の恵みの価値創造プログラム」のうち、獣害対策の取り組みに係る記述につきまして「獣害は地域にとって身近で深刻な問題である。猟友会との連携」との記述があるが、もう少し強調できないかというふうなご意見をいただきました。

獣害対策につきましては、それぞれの地域審議会においても対策の強化というご意見は、いろんな場面でいただいております。現在も、市の方で喫緊の課題として捉えてございます。このことから、ご意見を踏まえまして「有害鳥獣の個体数の適正な把握に努めるとともに、猟友会等との連携を強化し、個体数の削減による管理を推進します。また、防護柵の設置や地域ぐるみの獣害対策を的確に進めます」と少し詳しく書かせていただきましたのと、「強化します」というふうな文言を入れさせていただいております。なお、この修正は、目標別計画の重点プログラムのご意見でございましたが、農業振興にかかわる部分にも同文が出てございますので、そちらの方も併せて修正させていただくこととなります。

次に23番でございます。「地域かがやきプログラム」のうち、東部エリアにおきます(9)の歴史文化の賑わいの創出の記述に係りまして、ここには一身田寺内町のことが書いてあります。津地区、東部でございますが、その中に津地区が含まれてございます。「津地区には、川喜田半泥子や谷川士清にゆかりのある歴史的な資源もある。半泥子については目標別計画の千歳山の整備に係るところで記述されているが、谷川士清の記述がないので、追記すべきである」「また、追記するにあたっては、こうした歴史文化の情報発信という観点だけでなく、地域における防災機能とか、コミュニティ機能も絡めた拠点づくりというのが併せて必要ですよ」というふうなご意見をいただいております。ご意見を踏まえまして、まず谷川士清については、この「(9) 歴史と文化の賑わいの創出」に係る記述に追記の方を「谷川士清」という形で追記させていただきました。

それから、コミュニティ施設の整備については、津地域の審議会からも「市民の活動拠点となる施設が不足しているよね」というご意見もいただいております。東部エリアの拠点を活かした、地域づくりにおける(3)市民力の拠点形成について、こちらの方で記述をしておりますので、その中で併せて整理・検討をさせていただくという形でございます。

最後に、24番でございます。本計画の最終の結び、第5章の「計画を推進するために」の部分についてでございます。こちらが一番最後、第5項として「望まれる基礎自治体をめざして」として、私どもの行政のあるべき姿を記述させていただいている部分でございます。この中の記述におきまして、「風格ある県都津市の創造」というような、計画の基本的な考え、もっと大きな方向性、目標というか、コンセプトのようなことが多く記載してありますので、こちらの記述については、「計画書の第1章の方に記述するのが望ましいのでは」という、ご主旨のご意見でございます。ご意見のとおり、もうこの部分の記載につきましては、本当に「風格ある県都津市の創造」という表記など、基本計画の基本的な考えとなるようなことがたくさん記述致しておるわけですが、こちらにつきましては、私ども行政が市民の皆さんのご意見を踏まえまして、一緒になって、風格ある県都津市を目指していくという、私どもの姿勢をご説明させていただいております。この部分の修正は今回行なってございませんが。計画の基本的な考えとなるような記述については、ご意見を踏まえまして、第1章にも記載させていただいて、修正案の14ページになるわけですが。こちらの方に、記述、追記をさせていただきました。

14ページの方をお願いしたいと思いますが、計画書、資料1でございます。こちらの部分、これからの津市のまちづくりと暮らしという部分で記述をいたしております。1市民の命を守る、2市民の心をつなぐ、3

市民の暮らしをつくる、の3つの基本的な考えを元に、市政の展開における課題をこちらで明確にして、課題解決に向けた考えを示させていただいております」という部分でございますが、こちらの方ですね。これらを整理した課題をしっかりと対応していくために、結びの言葉として、「市民との対話の連携を市政運営の基本として、風格のある県都津市の創造に向け、高い自治意識を持つ市民に信頼される基礎自治体を目指していく」と追記をさせていただきました。

当審議会からいただきました、ご意見に基づきます修正内容につきましては以上でございますが、これ以外にも地域審議会からいただきましたご意見をはじめ津市議会、パブリックコメントを通していただいたご意見につきましても、冒頭にも申し上げました、修正させていただくというのが基本的な考えとして、整理をさせていただいております。

大きく捉えますと、前回の計画案の内容に新たにご意見があった施策を追加して、加筆したもの、それから、少し分りにくいなど、いろいろご意見・ご提言をいただいた部分については、少し表現を分りやすくすることで、大きな捉え方としては、今回の修正になってございます。

また、今回の修正に際しまして、資料1、本冊の方ですけれども、恐れ入りますがご覧ください。本冊の31ページの方をご覧くださいいただければと存じます。よろしかったでしょうか、こちら31ページでございますが、私どもはつくっている立場なので、どういう形になっているか、分かるわけなんですけれども、見る側の立場に立ってというようなことで、目標別計画の見方というか、そういう部分を今回、加えさせていただきました。

それから、62ページの方、もう一度、ご覧くださいいただければと思います。

こちらでございますが、前回の案のときは、そのタイトルだけというか、タイトルとあとページですね。目標別計画の何ページに載っているという、その部分だけの記述でした。こちらも、見やすさということを考えまして、わざわざ目標別計画のどの部分というのを探していただかなくても分かるように、今回、内容の方も記入するという形で、整理をさせていただきました。

大変、本当に長くなりましたが、今回、ご説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

武田会長

どうもありがとうございました。10月に事務局の方からいただきました、それについて、いろいろご議論いただいた形で、それをまた事務局がこういう形の修正案でございます。

では、ただ今の事務局のご説明に対して、順を追っても何なので、委員の方で、気づかれたところについて意見を言っていただければと思いますので、どなたかございましたら、よろしくお願い致します。まず、北村委員からよろしくお願い致します。

北村委員

失礼します。北村ですが。ナンバー2ですね、環境学習推進施設に関する記述でございますが。私のこの前回の意見の出し方というか、説明が不十分だったのかもしれませんが。中身についてということで、お話をさせていただいたのかと思います。

その中身ということが、その学習内容の中身という意味ではなく、もちろんそれも含めてですが、学習内容の中身によっては実は施設の構造そのものも、かかわってくる問題なんですね。

たとえば、市民が利用しやすいように、1階に施設を持ってきて、誰でも気軽に利用できるようなことを私どもは提案させていただきましたが、実際に、先立て私が見た限りでは、3階でした。いちいちエレベーター上がって利用することになります。ましてや、施設は市街地の中心街にある

わけではない、山の中にあるようなところの施設にですね。わざわざ、また施設まで来て、また階段登っていくことになります。

それから、いろんな工房等をつくるにあたっては、そこにトラックが横づけできないと、準備することができないという問題も起こってくるわけです。そういう中身についてということは、中身も踏まえうえで施設の構造そのものも一緒に考えていく必要があるのかなと思いますので、記述の方を変えていただけたらと思います。

「環境学習、環境教育を推進するため『市民の意見を反映した』」ということで、そこに入れていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

武田会長

どうですか、事務局の方、よろしいですか。

政策課長

ご指摘いただいたようなことも含めて施設の在り方というのは、所管の方もいろいろ考えておるようなので、検討させていただきます。

武田会長

その件、ご意見いただいて、検討させていただいて、加味するように努力させていただきたいと思います。ほかに。

吉田委員

地域医療体制についての私の意見は十分に採用していただきまして、ありがとうございます。

ただ、90ページでございますが、中ほどに「救急医療体制の整備では」というところがございます。それで、休日応急・夜間子どもクリニックと津市久居休日応急診療所、それから津市夜間成人応急診療所と、この1次の救急診療所が3つあり、今までは、この体制でやってまいりました。

この4月から、大里にあります「津市休日応急・夜間子どもクリニック」というのは、休日も小児科・乳幼児を対応した小児科だけの特化した応急診療所になります。

それで、大人の方は、津市の久居休日応急診療所の方が成人を休日に診るということになりまして、夜間はこのリージョンプラザにあります夜間成人応急診療所で行う体制に変わります。

そして、92ページにあります、一番下の「総合的な救急医療体制の構築」というところで、「将来、恒久施設として整備する」という字句を入れていただきまして、したがって、この恒久施設が津市の中心にできた場合には、久居でなくて、ここに成人の休日と夜間の成人の診療所ができるという体制に4月に変わります。

そういうことで、計画を印刷かける時は、時期が、体制が変わる先になりますものですから変えていただけたらと思います。

武田会長

事務局、分かりましたか。

政策課長

まず、現状と課題の部分でございますけども、こちらは前期の点検結果を整理した時の記述になってございます。実際、4月でまた体制が切り変わるというご説明を頂戴しております。

吉田委員

それで、名前も変わるといいます、ネーミングも。だから、これは変わっているのに古いというのは良くないと思います。まだ変えられるので、変えた方がいいと思います。

要するに、小児と成人と分けて診療所をつくるという体制になります。

武田会長

現状のところを書き加えるというご意見ですね。

吉田委員 計画案には、3月までの現状が書いてあります。

政策課長 年度内の現状です。今から、変えられないことはありませんが。

吉田委員 だから、4月から変わるのだから、古い記載で本を作るよりは、変えておいた方が良くと思います。

武田会長 もし、ほかのことも今まで議論してきて、ご意見がありましたら。

政策課長 これまでの現状ということで記述しており、こちらの計画策定の最終の期日が、今回、市議会で議決をいただければ3月末ぐらいになります。それまでに整理した現状ということなので、ご指摘については当然承知しております。教えていただいて、分りますが、そのへんのところもあるので、また整理をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

吉田委員 やはり新しくなったら名前も変わるので、古い記載では不適當だと思います。

葛西副市長 吉田委員、ありがとうございます。副市長でございます。
90ページの方は3月までの記述ということで、91ページは、委員言われるように、大里は小児科に特化しますから、久居の小児科はやめて成人になりますので、そのへんの含みを持った表現にちょっと修飾語的に入れさせていただきます。91ページの方で方向性を示させていただきますので、よろしく願います。

吉田委員 はい、了解しました。

武田会長 どうもありがとうございました。ほかよろしいでしょうか。
よろしいですか、では、どうぞ。

濱野委員 本当にうまく書いていただいたので、修正はございませんが、もう一度、確認だけしたいと思うのは、10のシルバー人材センターの件です。
あらためてもう一度、言いますが、日本では、シルバー人材に入っている人は2%です。2%入っているだけで、その人たちの生活保護費に回らないお金は1,000億と言われてます。その人らがシルバー人材センターで活動しているために、医療費が500億助かっておるといことです。
だから、本当にシルバー人材センターの活用を倍したら、それだけ助かるということですので、これをうまくしていただきたいと思えます。
それから、17番の津シティマラソンの件ですが、新たなコースを書いていたいただきました。本当に回りましたら、今月になりまして、1日のあの鈴鹿の亀山マラソンがたくさん集めていますし、昨日の松阪のマラソンもたくさん集めています。私たちも地域の今、芸濃のマラソンも預かっていますけど、いろいろな協力をしますので、本当に楽しみなコースをして、これを盛り上げていきたいと思っています。
それから、懸念として二つ。懸念ではないですけど、この冊子の141ページのインターチェンジの件です。津はインターチェンジに恵まれているということも、これからもっとPRしていくべきだと思います。なぜかという、四日市は一つしかありません。鈴鹿も一つです。松坂も一つです。
津はここに書いてあるように、津インターを挟むように、北に芸能インター、南に久居インターがありますし、津市の境のところには関インターと、一志の嬉野もあります。これだけインターに恵まれた市というものは

ないので、これからいろんな工業団地から来るのに、インターチェンジのところは、良いPRになると思いますので、よろしくお願いします。

それから、懸念としては25ページの人口減です。本当に人口が減るといことは、津市として収入は減る。しかし、それに対し、減っているので出す方も減るとい相対があるもので良いような気もしますが。約1万人減るといことは、いつも言いますように消費が一人150万使うとして、それは住宅であり、車であり、食べるものであり、服でありですが、それをかけますと150億です。

だから、徐々に減っていくために分からないですが、減るといことは、来年はいつべんに減りませんが、今年と来年で、来年は津市に消費が150億減るといことは、本当に建設業、商業、サービス業が大変なことになります。これらのことは、これから行政としてもバックアップをあらためてお願いしたいと、もうその意見だけです。以上です。

武田会長

どうもありがとうございました。ご意見、ありがとうございました。今の計画を踏まえて、ご意見、そのような形で、お願いしたいと思います。

もし、ここでよろしければ、かなり修正をかけて書いていただいているように思いますが、なければ、この件、終了したいと思いますが、ほかよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

では、どうもありがとうございました。それでは、修正案ですけれども、意見の範囲については、ここまでにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

武田会長

それでは、次ですが、事項書の2です。事項書2の「津市総合計画後期基本計画に係る答申について」ですが、これは、私の方から説明をさせていただきたいと思います。

津市の総合計画後期基本計画につきましては、この策定にあたって、5月15日付で、第1回会議において、津市長から諮問をいただいたところです。

その後、第2回会議からは、後期基本計画の策定にあたり、当審議会におきまして、まず、それぞれがお考えいただいているまちづくりの課題であるとか、あるいは分科会における議論の内容、それから、各地域審議会の将来像を踏まえ、当審議会が主催しましたオープンディスカッション、それらのご意見を参考にしながら、審議を行うことになりました。

それで、10月25日、第6回の会議におきまして、事務局から示された後期基本計画案ですけれども、その内容につきましては、第8回の会議まで3回にわたりまして、それぞれの委員の皆様からのご意見・ご提案をいただいてまいりました。

当審議会として、市長からいただきました計画策定に関する諮問について答申を行うにあたり、答申案については前回の会議において、まず私と須山副会長とで原案を作成して、内容を委員の皆様にお諮りするということでご同意をいただいていたところです。

この会議も、いつもそうでしたが、配布が会議の直前になりまして誠に申し訳ありませんでしたけれども、答申案について、皆さんと、これから協議をしてまいりたいと思います。

それでは、答申案につきまして、私の方から説明をさせていただきたいと思います。答申案をご覧くださいませでしょうか。資料3です。よろしいですか。

まず、答申ですけれども、津市の総合計画後期基本計画に係る市長に対

する答申につきましては、このとおりで、まとめさせていただいておりますけれども。

まず、構成ですが、1番目としまして、まず5月15日の第1回の会議において、市長から諮問を受けたのちに、事務局から提示のあった計画策定に係る基本資料や委員の皆さんが感じておられる、まちづくりに対する課題等をベースに進め、また10月25日にそれら審議会の審議を踏まえたうえで、作成された後期基本計画案に対して、本審議会で、さらに議論を深める経過を最初のところに書いてあります。

それから、次に本日、提示いただいた後期基本計画案の修正案について、私どもの方で、事前に事務局の説明を伺うなかで、本審議会や地域審議会、あるいはパブリックコメントの意見を踏まえて、そういうのがつくられており、妥当と判断していることから、この答申案においても、これは括弧で囲ってありますけど、妥当という判断をいたしております。ということで、それを記載させていただいております。

それから、次の別紙ですが、計画推進における留意事項として計画全体にかかるもの、それから、次の後期基本計画の施策体系に合わせて各目標別計画、それから重点プログラムの推進に係って留意すべき事項として、これまで審議してきた内容を踏まえて整理をさせていただきました。

整理にあたりまして、本審議会で分科会に分かれて議論をいただきました、「津市総合計画後期基本計画の策定にかかり踏まえるべき視点」というものや、あるいは10月16日に開催しました、オープンディスカッションですが、そこでの議論の内容、それから地域審議会から当審議会にいただいたご意見。それから、10月25日に市当局から提出された、この後期計画案に対する、この審議会の内容を踏まえて、それを総括的にまとめさせていただきました。

それで、最後にこれまでの審議で、皆さんからいただいた意見を一覧にまとめて、今後、計画の推進にあたっての参考資料として活用されるように検討させていただき、それらを参考資料として使うことと思っております。

それでは、答申ですので、内容を読む形で具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初ですけれども、「津市総合計画後期基本計画について、答申」ということで、平成24年5月15日付 津市市政第67号で諮問のありましたことについて、本審議会でも調査審議しました結果、下記のとおり、答申いたします。

記として、本審議会は、昨年5月15日に津市総合計画後期基本計画について市長から諮問を受け、そのあと前期基本計画の取組状況や課題をまとめた、点検結果などをもとに後期基本計画策定にあたって、盛り込むべき事項等について審議を進め、昨年10月25日に市当局から後期基本計画案の提示を受けました。

当計画案を受け、さらに慎重な調査審議を行い、その中で出されました本審議会の意見等はもとより、各地域審議会、津市議会、パブリックコメントなどの意見・提言を踏まえられ、本年1月21日に提出された後期基本計画修正案について再度審議をした結果、妥当であると判断します。

また、計画策定後は別紙の留意事項を踏まえられ、基本構想に掲げる将来像である「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」の実現に向け、計画の推進に向け、最善を尽くされることを要請します。

なお、本審議会の審議の過程において出されました意見等について、その主なものを取りまとめましたので、今後の参考資料とされることを期待します。

これで、1枚目が終わっております。

以上が、その内容ですけれども、あと別紙の留意事項について、内容を説明させていただきたいと思います。これも、あまり長くありませんので、読ませていただきたいと思います。

まず、1の全体計画についてです。

(1) 計画の推進にあたっては、本文にも掲げられている『即答、即応し実現する市役所づくり』を实践され、市民に望まれるまちづくりに向け、計画に沿った各施策を着実に進められること。

(2) 行財政改革への取り組みをさらに進められ、健全な財政運営を図りながら、職員一丸となって計画を推進されたいこと。

(3) 計画の進捗状況をしっかりと把握するとともに、進行管理に取り組みられること。

を、記載させていただきました。

次に、各目標別計画についてです。

(1) 美しい環境と共生するまちづくりについて。

・循環型社会の形成に向け、ごみ減量及びリサイクル率の向上に努めるとともに、今後、より重要性がより高まると考えられる再生可能エネルギーの創出への支援や導入に取り組みたいこと。

・次世代に残す自然環境の保全・創造に向け、森林の保全及び整備に取り組みられるとともに、自然環境学習や環境教育を推進されたいこと。

・快適な生活空間の形成に向け、緑化美化への取り組みを市民とともに推進するとともに、狭あい道路の改善や橋梁、下水道などの生活基盤の整備を着実に推進されたいこと。

ということで、この3つを記載させていただきました。

その次に、(2) 安全で安心して暮らせるまちづくりについてです。

・安全なまちづくりの推進に向け、津波避難計画の作成支援をはじめとする、津波対策や防災意識の啓発。避難所の運営体制の充実、また治山対策や避難路及び河川の整備など、ソフト・ハードの両面から災害に強いまちづくりへの取り組みを、さらに積極的に推進されたい。

・通学中の児童・生徒の安全対策を進めるとともに救急車のレスポンスについては時間短縮に向け、救急体制の充実に努められたいこと。

・健康づくりの推進と地域医療体制の充実に向け、市民の健康管理意識の向上に努めるとともに、特に初期救急医療体制の整備や在宅医療体制の充実に取り組みたいこと。

・地域福祉社会の形成に向け、津市社会福祉協議会との事業連携や高齢者の生きがいづくり、また災害時、要援護者や認知症患者への支援をはじめ、地域で支えあう体制づくりの構築を推進されたいこと。

ということを、記載させていただきました。

次に(3) 豊かな文化と心を育むまちづくりについてです。

・生きる力を育む教育の推進に向け、地域・学校・家庭が連携した、地域で子どもを育てる環境づくりや子どもの学力向上を目指す取り組みを推進されたいこと。

・高等教育機関との連携・充実に向け、情報共有や連携へのサポートを強化されたいこと。

・生涯学習スポーツ社会の実現に向け、公民館機能の強化など、生涯学習の充実やスポーツ施設の整備を推進されるとともに、小学生や中学生・高校生の地域活動への参加を促進し、青少年の健全育成に取り組みたい。

・文化の振興に向け、文化・芸術活動への支援や歴史的資源を市民に広く知ってもらう取り組みを推進されたい。

・人権尊重の形成に向け、一人ひとりの人権が尊重される取り組みを、地

域や学校、家庭において推進されたい。

これらを記載させていただきました。

その次の（４）活力あるまちづくりについては、

- ・ 自立的な地域経済の振興に向け、農林水産業においては、地域資源のブランド化の推進を図られるとともに、深刻化する獣害への対策強化や林業経営基盤の強化、また担い手・後継者の育成支援に積極的に取り組まれたいこと。

- ・ 工業振興においては、津市の交通アクセスの特性を活かした積極的な企業誘致を図られるとともに、商業振興においては、中心市街地をはじめ各商店街の活性化に向けた対策を講じられたい。

- ・ 新たな雇用の創出や創業を目指す人への支援や仕組みづくりに取り組まれたい。

- ・ 交流機能の向上に向け、交流拠点の賑わいの創出を図るとともに、地域間の連携と交流を高めるため、道路ネットワークやコミュニティ交通システムの整備を推進されたい。

- ・ 観光の振興に向け、本市が持つ数多くの地域資源の活用や積極的な情報発信を行い、市民と行政が連携して、魅力を高める取り組みを推進されたい。

- ・ 競艇事業の健全経営を進めながら、事業の活性化を図られたい。

こういうことを掲げさせていただきました。

それから、その次の（５）としまして、「参加と協働のまちづくり」についてです。

- ・ 市民活動の促進に向け、地域リーダーの育成を図るとともに、地域住民同士の交流機会の創出や地域全体の強化に取り組まれたい。

- ・ 市民活動団体等の交流や活動の場づくり、団体間が連携できる支援づくりを推進されたい。

- ・ 男女共同参画の推進に向け、意識啓発やあらゆる場での男女共同参画を促進されたい。

- ・ 市民との協働の推進に向け、市民からの要望や地域課題については、その声をしっかりと受け止め、対応されるとともに、地域づくりを推進するための体制を強化されたい。

ということを、記載させていただきました。

それから、最後になりますけれども、３の重点プログラム、「まちづくり戦略プログラム」「元気づくりプログラム」「地域かがやきプログラム」についてです。

まず、まちづくり戦略プログラム及び元気づくりプログラムは、各目標別計画の重点施策でもあることから、特に進捗状況の把握並びに進行管理に取り組まれたいということを書きました。

それから、地域かがやきプログラムについては、各地域の個性が輝くよう、それぞれの施策への取り組みを着実に推進されたい。

ということを、記載させていただきました。

前も、先ほど申し上げましたけれども、これらの３点につきましては、これまでの意見を踏まえて総括的にまとめて整理をさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

それから、続けて参考資料のこれもいっぱいあるので、参考資料「審議過程における主な意見等について」というのがありますけれども、よろしいでしょうか。

こちらは、先ほど説明しましたとおりに、当審議会が審議を進めるにあたって、それぞれの会議とか地域審議会、あるいはオープンディスカッションなどで出てきた、主な意見・提言について、後期基本計画の推進に際

しての参考としていただくために、まとめさせていただいたものです。

この構成ですが、構成順に見ていただきますと、1 ページがこの計画全体についてです。この計画全体については、計画全体にかかわってということで、「計画づくりにおいては多くの世代の意見を聞くとともに、人材育成をはじめ、次世代が安全・安心、安全に暮らせるまちづくりが必要である」というような意見がありましたので、そういうご意見・ご提案を掲げております。

それからまた、次のまちづくりの目標についてということと、「1 美しい環境と共生するまちづくり」「安全で安心して暮らせるまちづくり」などの、総合計画の目標別の施策、体系別に意見をとりまとめております。

それで、「環境への取り組みに係る事業の学校や自治会等への周知や依頼方法の見直しが必要ではないか」ということなどや、「いじめなどで不登校になる子どもが出ないように悩みを相談できる場所や環境づくりなど、子どもの声に耳を傾ける仕組み、人材の充実が必要である」ということなど、ご意見・ご提言をいろいろ掲げております。

最後に、かなり飛びますが、22 ページから始まる重点プログラムについてです。総合計画のまちづくり戦略プログラム、元気づくりプログラム、地域かがやきプログラムの各カテゴリーに対する意見・提言ということで挙げております。

たとえば、「即答・即応し実現する市役所づくりについては職員個々のスキルアップも施策に追記されたい」ということや、「東部エリアの施策、減災のまちづくりについて液状化対策といった観点から、海に面したエリアの津波等による被害を最小限に抑えるため、減災をキーワードに災害弱者でも対応できる、恒久的な避難所対策を講じるなど、災害の備えのある地域の実現に向けた施策を追記されたい」と示しています。

というように、いろいろ意見は出ておりますけれども、例を挙げますと、このような意見を掲げさせていただいております。

以上、説明させていただきました。何か、ご意見ありますでしょうか。

大幡委員

よろしいですか。別紙のところですが、別紙の大きく2のところです。各目標別計画についてのところで、「美しい環境と共生するまちづくり」のチョコ2のところの4行目から始まります。「次世代に残す自然環境の保全・創造に向け、森林の保全及び整備に取り組まれるとともに、自然環境学習や環境教育を推進されたい」と、うたっていただいています。

25年度におきまして、久居地区の方で交流自然を行う自然学校のようなものがないかと思って、現在、私、模索しておる最中です。近々ではございませんが、それができないかなあというところで模索している最中ということで、お伝えしておきます。

続きまして、次ページですが、次ページの1つめの点のところです。「生涯学習スポーツ社会の実現に向け、公民館機能の強化など、生涯学習の施設やスポーツ施設の整備を推進されるとともに、小学生や中学生・高校生の地域活動への参加を促進し、青少年の健全育成に取り組まれたい」と、うたっていただいています。

これにおきましても久居地区で、中学校・高校生が主体となった実行委員会を設置して、そういう子どものふれあい祭り等々ができないかなということ、今現在、模索をしている最中でございます。

そのようなことについて、またご報告させていただきますので、よろしくお願ひしたいということでございます。以上です。

武田会長 どうもありがとうございました。取り組みをご紹介いただきまして、ありがとうございました。
ほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ。

南野委員 確認の意味でお尋ね申し上げます。
別紙の2の(2)のところとか、地域医療体制の充実というところに出てきますが、在宅医療体制の充実でございます。ここでいう、在宅医療の定義を教えてくださいたいですが。

武田会長 事務局の方、今の正確な定義を。私も漠然と在宅医療としてイメージありますが、事務局の方で定義の方をお願いいただけますか。

政策課長 在宅医療につきましては、計画書の90ページをご覧ください。よろしかったでしょうか。
この中で、「(1)③在宅医療体制の充実」というところで、「日常的な通院に支障がある市民に対して在宅医療に関する医療機関の情報提供を行うとともに、保健・医療・福祉の連携を深めながら訪問診療や訪問看護を」ということで。定義というか、ご自宅というか、いわゆる介護等も含めて自宅の方で、在宅で、いわゆる入院による治療というか救急医療という言葉に対して、在宅というものを基本に医療体制の充実を図っていくと。不正確かもしれませんが、概念的にはそういう形で考えてございます。

武田会長 今日は吉田先生もおっていただきますので、吉田先生、在宅医療の概念はこれでよろしいですか。

吉田委員 まあ、別に医師だけではなくて、介護・福祉とか、包括支援を中心とした連携で成り立つものだと思いますので、今の説明でだいたい良いと思いますけどね。

武田会長 漠然としたイメージで、私たちも在宅と言っており、きちんと定義することは難しいかもしれません。

南野委員 参考資料の5ページに「現在、病院等の施設で亡くなられる方が増加し、自宅においては減少しているという状況で、病院の空きベッド数の少ない中、在宅医療体制の充実が特に重要であることから、終末期の患者を自宅で看取る体制づくりが必要である」というふうな意見が出ています。おそらくこの方は、在宅医療というのは、自宅だけが在宅医療だと思って書かれていると思いますが、先生、最近では自宅だけではなくて、施設もその在宅医療の中に含んでよろしいですね。
ですから、この在宅医療の定義だけは、はっきりされておいた方が、あとあと質問等が出た時に答えられるかと思います。

武田会長 ありがとうございます。そうですね。福祉施設とか、そういう所も在宅医療になる。

南野委員 自宅にいることだけが在宅ではないということです。

武田会長 ありがとうございます。

吉田委員 そうです。広義な意味はそうです。病院以外がすべて在宅になります。

武田会長 分かりました。私も認識をあらためて考えてみます。

吉田委員 診療報酬でも、自宅でなくても、そういう集合住宅でもありますね。今は高専賃などの住宅も往診したりすると、在宅扱いになりますね。だから、福祉施設もそういうことになってまいります。

武田会長 そうすると、病院で治療を受けながらという以外は、だいたい在宅という感じでしょうか。

吉田委員 そうですかね。

武田会長 そういう定義でも、これは文章にかかわってくる話だと思います。ほか、よろしいですか。いよいよこれで大詰めですが。はい、どうぞ。

吉岡委員 すいません。吉岡です。先ほども会長さんからお話がありましたように、この審議会の審議経過の中でも、オープンディスカッションというように審議会そのものが多くの市民に意見を聞きました。今までのこういう諮問・答申というプロセスの中では、審議会を傍聴していただくというのが一般的なオーソドックスなルールだったと思います。市長さんも、市民活動センターの会場の中のごあいさつでもおっしゃってみえたように、この後期基本計画をつくるプロセスそのものを大事にしたいとのことでした。その意向を受けて、審議会そのものがオープンな中で議論して、それを取り入れるかどうかというように審議のプロセスで大事にしたいということでしたので、ある意味では画期的な、この審議会の取り組みであったと思います。そういう意味では、今日の答申、今、会長案として出されましたこの中で、真ん中上段ぐらいに、「さらに慎重な調査審議を行い」とか、「審議を進め」と書いてあります。たとえば、「オープンディスカッションを開き」というふうな具体的な審議プロセスも含めることにより、審議会の皆さんが夜も出ていただいたという時間的な皆さんのご努力も含めてですが、そういうのをどこかに、ほんの数文字でございますので、入れていただくことは意味があることと思います。

武田会長 この２段目のパラグラフの「各審議会と審議会、パブリックコメントなど」のところ、オープンディスカッションを入れるということですね。

吉岡委員 そうですね。ただ、時間的に言いますと、１０月２５日に市当局から後期の案を受ける前がオープンディスカッションだったと思いますので、

武田会長 そういう流になるわけですね。

吉岡委員 ええ。その３行目、「記」の下の３行目ぐらいのところ、どういうふうに入れるかについては、また会長、副会長さんと事務局でご相談いただくか、あるいは今日、ほかの方のご意見がありましたら、協議していただければ良いということでございます。

武田会長 副会長と相談させていただいて、修正したいと思います。どうもありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。では、いろいろなご意見をいただきましたが、貴重なご意見を踏まえさせていただき、答申の提案をまとめさせていただきます。いただきました意見ですけれども、副会長ともいろいろ詰めさせていた

だきまして、最終の答申にさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

どうもありがとうございました。では、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、「その他」ですけれども、事務局、ございますでしょうか。

政策課長

ありがとうございました。いただきました、最終案に対する修正でございますが、可能な限り、ご意見を踏まえて修正していくというのが、そもそもの考えでございます。

ただ、そういった中で、今回の最終案は審議会の方として、今日の答申の文案で、妥当かどうかというところが括弧になっておったかと思えます。この案でいったん妥当という形でいただけるということで、よろしかったでしょうか。

修正については可能な限りしていく気持ちですが、どうしてもできない部分というのもありますので、ご了解いただけますと幸いです。

武田会長

今の事務局の方からありましたが、「妥当」という言葉で書いてよろしいですか。後のことについては修正することになると思いますので、全体の流れは、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

政策課長

ありがとうございました。いろいろ所管の方とも可能な限り、調整をいたしますが、どうしてもできないという場合もあるので、そのへんは本当に申し訳ないがご了承いただけたらと存じます。

それと、次回でございます。今日、答申の方について修正のご意見が少しあったようでございます。答申は、会長・副会長でご協議いただいて、作業的には私ども事務局もお手伝いをさせていただくというふうな形になるかと思えます。

そういった形で、了ということでございますと、1月28日の3時から答申をお渡しいただく場として予定してございます。

それで、場所は市役所4階の庁議室になってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、事務的な話でございますが、この内容について、またご案内というか書類の方をお送りさせていただきたいと思えますけれども、来週の月曜日3時から3時30分までという形で、非常に時間が短くて申し訳ないですが、お願ひしたいと存じます。

武田会長

3時から3時30分ですね。

政策課長

はい。

武田会長

本庁4階の庁議室ですね。

政策課長

審議会の第1回の会議として、5月15日に会議を開催していただいた時の会議室で行いますので、そちらの方へお願ひしたいと存じます。

武田会長

答申式は会議の要件とは関係ないので、お越しいただけたらということですね。審議ではありませんので、

政策課長 一応、ご案内の方はさせていただいてという形では考えておるんですけども、もし、この場でご都合が悪くということでしたら、伺わせていただいても構わないとは思いますが、それでも。

武田会長 それはそれでも結構ですけども、せっかくご協議いただいたので、参加される方はおいでいただけたらと思います。

政策課長 あと分科会でご議論、分かれていただいたので、たとえば分科会の会長さんとか副会長さんとか、そういうのも考えて。

武田会長 分かりました。ただ、おいでいただく分には何の差し障りもありませんので、ぜひとも見届けていただけたらいいと思います。

政策課長 そうしたら、会長のご指名の委員さんで構成するという形でよろしいですね。それでは、お二人ならお二人ということで。
実は、事前に出席をご希望いただいている委員さんもいらっしゃいましたので、ぜひというようなことがありましたら、また、会長、副会長でお決めいただけたらということをお願いします。

武田会長 全員でつくられた答申ですので、ぜひとも時間のある方は参加していただきたいのが私たちの希望です。参加いただくのは審議会の必須要件ではありませんので、案内だけは出させていただきますので、よろしく願います。
ほか、よろしいですか。

政策課長 それでは、もうよろしいですか。事務的な連絡事項は以上でございます。このあと、この計画案については、修正案については、議会の方へ諮っていく形になります。
最終的には議会の議決を経ましたら、いわゆる冊子として、これも議会が議決いただくのが3月の末ぐらいになりますので、そこから正式に発注なども行いますので、写真とか入れた冊子になるのは、来年度25年度という形になります。
それまでに向けて、今日もお示したように、分りにくい所は説明を入れるということも考えておりますので、さらにそのへんのところは工夫をして、今後、続けてまいります。内容的にはこの形でということを進めますので、よろしくお願いいたします。

武田会長 分かりました。答申式の内容ですが、今、事務局から説明いただきました。それ以外で何かご意見、ご質問等、ございますか。
よろしいですか。それでは、ないようですので、本日はこれで、会議を終わりたいと思います。最後に青木副市長、よろしくお願いいたします。

青木副市長 どうも、委員の皆様、今日は本当にありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては、去年の5月から、長時間に渡りお時間を拝借いたしまして、熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。
今回、答申いただける運びとなりましたことにつきまして、本当に御礼を申し上げます。また、答申をいただきましたならば、これを行政に反映して、行政運営に努めてまいりたいと思いますので、また、よろしくお願いいたします。本日は、本当にありがとうございました。

武田会長 どうもありがとうございました。今回が最後ですので、私、つたない会

長を務めさせていただきまして、一言だけご挨拶させていただきたいと思
います。

どうも本当に1年弱ですけれども、司会させていただきまして、ありが
とうございました。つたない司会で、何か段取りが悪くて本当に申し訳な
かったと思いますが、なんとか立派な審議案がまとまってまいりまして、
本当にご協力ありがとうございました。

これがスタートですので、市の皆様におきましては、この答申を尊重し
ながら、ぜひとも、いい津市をつくっていただきたいと思しますので、ど
うかよろしくお願ひしたいと思ひます。

どうも本日は、ありがとうございました。(拍手)